

スマートフォンの分割払いはクレジット契約です

スマートフォンの端末代金の分割払いはクレジット契約です

スマートフォンの端末代金は12回・24回・36回などの分割払いで購入できます。月々、通信料等の利用料金と端末代金を合算して支払っていると、端末代金を分割払いしているという意識が薄くなりがちです。

しかし、月々の支払いを延滞すれば、端末代金の分割払い分も延滞することになります。分割払いは**クレジット契約***であり、その延滞事実は法令に基づき、**クレジットの指定信用情報機関である、(株)シー・アイ・シーに情報登録**されます。

この情報は、クレジットカードを作ろうとした場合や車のローン等を組もうとした場合、審査の参考となるため、最悪の場合、カード入会やローンが利用できない可能性があります。スマートフォンを購入する際には、端末代金の支払いはどのような契約なのか（クレジット契約であるのか）よく確認し、疑問に思ったことはお店で確認するようにしましょう。

※実際の契約書には「個別信用購入あっせん」と書かれています。

<支払いイメージ>

端末を分割払いで購入



店頭での支払いはない

端末代金と
利用料金の支払い



端末の分割払い代金と利用料金の支払い

端末代金の負担感が少ないが、実際は分割で端末代金の支払いをしている！

また、クレジットの指定信用情報機関（株シー・アイ・シー）の情報は、**銀行などが利用する他の信用情報機関にも共有される**ため、銀行のローンなどの審査にも影響が出る場合があります。



⇒延滞を続けるとクレジットだけでなく銀行のローンにも影響が出る可能性があります。

子ども名義の契約の場合、親が支払いを延滞しても、子ども(契約者)の延滞として登録されます

子ども名義の契約であっても、未成年や学生の場合は、**保護者が支払いしていることがあると考えられますが、信用情報として登録されるのは契約者（子ども）の情報です。**

例えば、親が子どもにスマートフォンを利用させるために、子ども名義で端末のクレジット契約と通信の契約をしたとします。この場合、親が全て負担するつもりでも、月々の支払いを延滞をしてしまうと、**親の信用情報ではなく、子ども（契約者）の信用情報として延滞した情報が登録されます。**

その後、子ども自身がクレジットカードを作ろうとする場合や車のローン等を申込む場合に、この延滞した情報が審査に影響を与えてしまうことが懸念されます。

保護者のみなさまには、以上の点を十分認識していただくことが重要です。

